

生産緑地地区に関する条例制定に係る意見に対する見解

○意見募集期間:平成29年9月1日(金)から同年9月15日(金)まで

○提出された意見:1通

本資料は、生産緑地地区に関する条例制定の骨子案について、市民の方から出された意見に対する市の見解をまとめたものです。なお、内容によって1通の中のご意見を複数に分けたり、順序を前後させたりしています。

1 生産緑地地区に関する市の条例制定について

	意見要旨	見解
1	生産緑地を今後維持・拡大していくために、生産緑地地区の地域の規模を、現行の500㎡以上から300㎡以上に引き下げる条例の制定を速やかに進めていただきたい。	生産緑地地区の規模要件を300㎡以上とする武蔵野市生産緑地地区の指定に関する条例(仮称)を平成29年第4回市議会定例会に上程し、可決されれば、年内に制定し、平成30年1月1日に施行する予定です。
2	今回の条例制定により、生産緑地に追加指定が可能な農地が発生した場合は、その農地所有者への意向確認と、追加指定の申請がなされた場合には、速やかに生産緑地面積が増加されるよう尽力いただきたい。	条例が施行されましたら農地所有者等に周知するとともに、市報等で広報いたします。条例による規模要件に基づき、平成30年度より都市計画決定していく予定です。

2 生産緑地法等(都市計画運用指針含む)の改正について<参考>

	意見要旨	見解
1	生産緑地を維持するための節目として、2022年がある。納税猶予を受けるためには、特定生産緑地であることが必要になるため、市内の農地所有者全員への意向確認を徹底するとともに、高齢により判断能力を著しく欠如している場合でも後継者に意向確認すれば申請ができるなど、申請方法を明確にしていきたい。また、申請を阻害するよう抵当権の設定を促すなど、悪意の関係権利者が発生する懸念もあるため、農地維持を最優先した意向確認をしていただきたい。	特定生産緑地の指定については、ご意見を踏まえて、具体的な指定方法や周知について、検討いたします。
2	生産緑地地区内で農産物直売所や加工所、農家レストランの設置が可能となる方向であるが、現行の農地が存する地域のほとんどでは用途地域上、レストラン等の設置がかなわない場合が多いので、農業に係る施設の設置条件の緩和を検討していただきたい。	農業従事者等の要望や必要性を勘案した上で、効果的な方法を検討いたします。
3	道連れ解除の可能性を軽減するために、一団の農地における街区の範囲についての緩和措置が図られるよう生産緑地地区指定基準等の改正を検討してほしい。また、地域や飛び地の距離などの基準を明確にするとともに、区市境においても適用されるよう行政の連携を図っていただきたい。	

3 生産緑地の保全について<参考>

	意見要旨	見解
1	民有地である農地の維持を難しくしているのは、税金等、農地の所有コストであるため、固定資産税、都市計画税を引き続き軽減していただきたい。	現在、生産緑地地区内の農地については、固定資産税等が一般農地並みに減額されており、引き続き軽減いたします。なお、都市計画決定の告示から30年経った生産緑地地区内の農地は、特定生産緑地の指定を受けることで引き続き軽減されます。具体的な税制について国が検討中です。
2	次世代の担い手の創出と継続のため、就農時の経済的な不安の払しょくや、厳しい営農環境の中で農業が継続できる後押しとなるような制度を検討していただきたい。	農業の後継者を支援するような制度について、国や東京都の方向性も踏まえ、検討していきます。
3	農業の担い手問題がある一方で、市内には、他の農地を借りてでも経営規模を拡大し、農業経営の維持を目指す若者がいるため、生産緑地の貸借が行われた場合に、農地中間管理機構との連携・協力を強化し、スムーズな貸借が行われるようにしていただきたい。	国の動向を勘案し、賃借が可能となる際には、スムーズな貸借が行われるよう国に要望をいたします。